

議案第 6 2 号

総社市国民健康保険条例の一部改正について

総社市国民健康保険条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 5 4 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

国民健康保険法の改正により，被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則規定が改められたことから，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市国民健康保険条例の一部を改正する条例

総社市国民健康保険条例（平成 17 年総社市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第 11 条 本市は、世帯主が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） 第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。	（罰則） 第 11 条 本市は、世帯主が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） 第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

